

障害児のサービスの概要

	サービスの種類	サービスの内容
障害児通所支援	児童発達支援	各障害別に分かれていた障害児通園施設・事業が一元化され、児童福祉施設として位置づけられる児童発達支援センターと児童発達支援事業の2類型に再編されました。これにより、様々な障害があっても身近な地域で適切な支援が受けられるようになりました。(医療型はセンターのみ)
	医療型児童発達支援	<p>①児童発達支援センター 通所支援のほか、身近な地域の障害児支援の拠点として、「地域にいる障害児や家族の支援」、「地域の障害児を預かる施設に対する支援」を実施するなどの地域支援を実施する。</p> <p>②児童発達支援 通所利用の障害児に対する支援を行う身近な療育の場</p> <p>※通所支援: 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援(及び治療)を行う。</p>
	放課後等デイサービス	学校就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供する。 学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進する。
	保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障害児、今後利用する予定の障害児に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進する。

障害福祉サービス等の概要（1）

	サービスの種類	サービスの内容
訪問系	★居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 20px;">★18歳未満も対象</div>
	重度訪問介護	常に介護を必要とする重度の肢体不自由者、又は重度の知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する者に、居宅における入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う。
	★同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行う。
	★行動援護	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有し、常時介護を要する人が行動する際に生じ得る危険を回避するために、必要な援護、外出時における移動中の介護等を行う。
	★移動支援	安心して移動できるよう、外出時の支援を行う。
日中活動系	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。
	地域活動支援センター	日中活動の支援として、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。
	★日中一時支援	自宅で介護する人の一時的な休息などを目的として、日中活動の場を提供する。
	★短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。

障害福祉サービス等の概要（2）

	サービスの種類	サービスの内容
訓練系・就労系	自立訓練 (機能訓練)	身体障害者又は難病患者等に対し、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談等の必要な支援を行う。 ※標準利用期間 1年6か月間(頸椎損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある場合は3年間)
	自立訓練 (生活訓練)	知的障害又は精神障害を有する人に、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談等の必要な支援を行う。 ※標準利用期間 2年間(長期入院していた又はこれに類する事由のある障害者は3年間)
	宿泊型自立訓練	知的障害又は精神障害を有する人に、居室その他の設備を利用させ、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談等の必要な支援を行う。 ※標準利用期間 2年間(長期入院していた又はこれに類する事由のある障害者は3年間)
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する障害者で雇用が可能と見込まれる人に、生産活動、職場体験その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他必要な支援を行う。 ※標準利用期間 2年間(あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格取得を目的とする養成施設を利用する場合は3年間又は5年間)
	就労継続支援A型	一般企業等での就労が困難な障害者のうち、適切な支援により雇用契約に基づき就労する人に、働く場を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
	就労継続支援B型	一般企業等での就労が困難となった障害者、就労移行支援事業を利用した結果本事業の利用が適当と判断された者に、生産活動その他の活動の機会の提供その他就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

市町村等の相談窓口の概要

名称	内容
市町村障害保健福祉担当課	手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)の申請をしたいとき、医療費の助成を受けたいとき、車いすなどの補装具が必要なとき、ホームヘルプサービス等のサービスを利用したいとき、施設を利用したいとき、また日常生活や社会活動で困っている等のいろいろな相談に応じる。
市町村母子保健担当課	乳幼児期(0歳～6歳頃)の児童の発達や子育てについての相談に応じる。
家庭児童相談室	子どもの発達に関する悩み、育児不安、養育困難や虐待など家庭内の様々な悩み、心配事についての相談に応じる。
基幹相談支援センター	地域の相談支援の拠点として、三障害(身体障害・知的障害・精神障害)に対応する総合的な相談業務や専門的な相談支援等を実施する。
相談支援事業者	地域の障害者等の福祉に関する相談に応じ、情報提供及び助言、市町村及び事業者・施設等との連絡調整を行う。
指定特定相談支援事業者 (指定障害児相談支援事業者)	障害者(児)の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、相談支援専門員がサービス等利用計画(障害児支援利用計画)を作成し、一定期間ごとにサービスの利用状況の確認と、必要な計画の見直しを行う。

専門的支援機関の概要（１）

名称	内容
保健所	心身に障害のある乳幼児の療育をはじめ、地域住民の精神・身体的健康の保持増進に関する相談や指導等を行う。
児童・障害者相談センター	
児童相談所	児童（０歳から１８歳未満）に関する問題について、家庭や学校などからの相談に応じ、必要な指導を行う。
身体障害者更生相談所	身体障害者の医学的・心理学的・職能的判定を行うとともに、その更生援護に必要な相談・援護を行う。
知的障害者更生相談所	知的障害者の医学的・心理学的・職能的判定や知的障害者やその家庭からの相談に応ずるとともに指導を行う。

専門的支援機関の概要（2）

名称	内容
障害者地域生活支援センター	各障害保健福祉圏域の中核的相談支援事業所等に、専任の相談員を配置し、地域で対応困難な事例に係る助言を行うとともに、地域のネットワーク構築に向けた指導、調整等の広域的支援を行う。
発達障害者支援センター	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の発達障害に関する相談に応じる。
難病相談支援センター	難病患者の方々が地域で安心して暮らせるよう、日常生活に関する相談や患者・家族の交流活動、難病に関する情報提供などを行う。
精神保健福祉センター	精神科医師や精神保健福祉相談員が精神的な病気や精神障害者の社会復帰などのこころの健康に関する相談や思春期・青年期のこころの問題に関する相談に応じる。
高次脳機能障害相談支援センター	病気や事故等により脳に障害を受け、記憶力、注意力、計画的に物事に取り組む能力、感情のコントロールや意欲が低下するなどの「高次脳機能障害」のある方やその家族、及び支援者からの相談に応じる。
ひきこもり地域支援センター	就学や就労の問題など様々な要因によりひきこもりを続けている当事者やその家族、及び支援者等からの相談に応じる。

専門的支援機関の概要（3）

名称	内容
県立教育センター	児童生徒の学校不適応等の改善に資するために、学校等と連携し研修・講座や相談支援と一体となった教育相談・生徒指導に関する支援を行う。
教育事務所	いじめ・不登校などで悩んでいる児童生徒や保護者、教員からの相談に応じる。
特別支援学校	地域の特別支援教育のセンター的機能を持ち、小・中学校等への支援や、特別な教育的ニーズのある児童生徒の保護者に対しての相談支援を行う。
ハローワーク	障害者の就業について、専門の職員が求人・求職から就業後のアフターケアまで一貫した相談・指導を行う。
障害者職業センター	就職の希望等を把握した上で、職業評価等を実施し、就職して職場に順応するために必要な支援内容・方法等を含む支援プラン（職業リハビリテーション計画）を策定する。そのプランに基づき、ハローワーク等関係機関と連携しながら職業準備支援やジョブコーチ支援などを実施する。
障害者就業・生活支援センター	専任の職員が職場実習や職業訓練等の就労に関する支援や生活に関する相談等の支援を行う。
地域若者サポートステーション	働くことに悩みを抱えている15歳～39歳までの若者に対し、キャリア・コンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーション訓練などによるステップアップ、協力企業への職場体験などにより、就労に向けた支援を行う。